

目黒区立第八中学校 いじめ防止基本方針

平成27年6月15日策定

1 いじめ防止基本方針策定のねらい

(1) 本校の教育方針

《教育目標》

向上心に富み、誠実で思いやりのある人間性豊かな生徒の育成を目指して

○ 求めて学ぶ ○ 考えて行う ○ 自ら鍛える

《学校経営方針》

「信頼関係を基盤とした心を育てる学校づくり」

学 校 … 教科の勉強、人間関係を学ぶ
合 校 … 行事、部活動などで力を合わせる
楽 校 … 一人一人に居場所のある楽しい学校

(2) いじめの定義

当該生徒等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめに対する教員の共通理解

いじめについて、本校の教員は次の3つについて共通理解する。

- ① いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある事象である。
- ② いじめは、どの学年・どの学級にも起こる可能性のある事象である。
- ③ いじめは、一人一人の教員が個の対応で解決できるものではなく、組織的な対応が必要な事象である。そのためには、教員間・関係諸機関等との報告・連絡・相談が必要不可欠である。

(4) 本基本方針策定のねらい

以上のような全教員の共通認識のもと、①未然防止 ②早期発見 ③早期対応と再発防止 ④重大事態への対応が、迅速かつ組織的に行うことができるよう、本基本方針を策定する。

2 いじめ問題への対応組織

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織として、以下の2つの組織を置く。

(1) 生活指導部（いじめ対策委員会）

既存の生活指導部に、いじめ対応組織の機能を持たせ、生活指導担当主幹教諭を中心としていじめ等（未然防止・早期発見・早期対応と再発防止）に対する対応を行う。

生活指導部は、定期的な会議においていじめの現状を常に把握し、担当主幹教諭は、現状を校長・副校長に報告する。

(2) 健全育成サポートチーム

この組織は、重大事態における調査機関としても活動する。

校長が判断する際の「重大事態」とは、「生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事態」もしくは、「生徒が30日以上の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案」をいう。

< 目黒区立第八中学校 健全育成サポートチーム メンバー >

- ・ 校長
- ・ 副校長
- ・ 生活指導主任
- ・ 臨床心理士
- ・ 学識経験者
- ・ 警察関係者
- ・ 主任児童委員
- ・ 青少年委員
- ・ 指導主事
- ・ 子ども家庭支援センター職員
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ スクールカウンセラー

3 具体的取組

(1) 未然防止

- ① 東京都教育委員会人権尊重教育推進校として、計画的、組織的に人権についての学習、取組を推進する。（人権教育の充実）
- ② 道德教育推進教諭を中心として道德教育の充実を図る。
- ③ 道德授業の充実を図る。
- ④ 1学年において「命の授業」を実施し、命の大切さについて実感する。
- ⑤ 1年生の「八ヶ岳自然宿泊体験教室」で仲間づくり、体験学習を実施する。
- ⑥ 情報モラルに関する授業を計画的に実施する。
- ⑦ 保護者から信頼される学校、保護者が相談しやすい学校づくりに努める。

(2) 早期発見

- ① 全校生徒を対象にして、年4回、いじめに関するアンケートを実施する。
(うち1回は無記名によるアンケートとする)
- ② スクールカウンセラーによる面談を1年生全員に前期中に実施する。
- ③ 週1回の生活指導部会において、生徒情報交換を行い、全教員の共通理解を図ることで、生徒の小さな変化を見逃さないよう心がける。
- ④ 月1回の職員会議において、生徒情報交換を行い、全教員の共通理解を図ることで、生徒の小さな変化を見逃さないよう心がける。
- ⑤ 学習支援員や学習指導員、スクールカウンセラーからの情報を電子化し共通理解を図ることで、生徒の小さな変化を見逃さないよう心がける。

(3) 早期対応

- ① (2) ①で、いじめが疑われる事案があった場合には、本人に聞き取り調査を行い、実態の把握に努める。必要に応じて保護者・関係者から聞き取りを行う
- ② いじめと疑われる事案を発見した教員は一人で解決しようとせず、必ず生活指導部に報告・連絡し、組織的に対応する。
- ③ いじめと疑われる行為を受けた生徒や、いじめを知らせた生徒の安全を図るため、必要に応じた措置をとる。(休み時間の巡回指導・いじめを行った生徒の別室指導等)
- ④ いじめと疑われる行為があった学級においては、自己の問題としてとらえさせるための学級活動を実施し、人権について考えさせる。
- ⑤ いじめと疑われる行為が、犯罪行為として取り扱うべきであると校長が判断した場合には、区教育委員会に報告のうえ、速やかに所轄警察署と連携を図り解決にあたる。

(4) 重大事態への対応

- ① 速やかに区教育委員会に報告する。
- ② 健全育成 サポートチームを招集し、速やかに対応を始める。
- ③ 必要に応じて、他の健全育成諸機関との連携を図る。
- ④ 全校生徒に対しアンケートを実施し実態を把握するとともに、再発防止に努める。
- ⑤ スクールカウンセラー等を有効に活用して、いじめの被害にあった生徒をはじめ、全校生徒の心のケアにあたる。

(5) 検証と改善

- ① 本基本方針は、毎年1回、年度末の学校評価においてその取組を検証し、必要があれば、改善を図っていく。
- ② 学校評価については、学校評議員会(学校評価委員会を兼ねる)において意見をいただき、より有効ないじめ防止を目指す。

4 保護者や地域の皆様へのお願い

(1) 保護者の皆様へのお願い

- ① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうると認識してください。
- ② 学校行事（保護者会やPTA活動等）や地域行事（祭礼や地域活動）への積極的に参加していただき、大人同士の情報交換に心がけてください。
- ③ 子どもと共有する時間を大切にし、会話を多くすることに心がけてください。
- ④ 思いやりやマナー、命の大切さ等について考えさせるよう心がけてください。
- ⑤ 子どもから「いじめと疑われる状況」について情報が入った場合は、学校にご連絡いただき、情報の共有化・早期解決にご協力ください。
- ⑥ 学校から「いじめと疑われる事案」について連絡させていただいた場合は、情報の共有化・早期解決にご協力ください。

(2) 地域の皆様へのお願い

- ① いじめ防止は家庭や学校だけでなく、地域社会全体で取り組む課題であると認識してください。
- ② 学校行事等にできる限り参加していただき、学校との協力体制強化にご協力ください。
- ③ 登下校中の生徒に声をかけるなど、生徒が地域の皆様に守られていることが実感できるようご協力ください。
- ④ 「いじめと疑われる事案」がある場合は、学校に情報を提供していただき、情報の共有化・早期解決にご協力ください。